

【重要】生活保護法に基づく指定医療機関の辞退と診療終了のお知らせ

日頃より当院をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、当院は、診療体制変更のため **2026年5月31日**をもちまして、生活保護法に基づく「指定医療機関」を辞退することとなりました。

これに伴い、**2026年6月1日以降**は、生活保護受給中の方の診療（保険診療・自費診療を問わず）を、一律でお受けすることができなくなります。

現在通院中の患者様には多大なるご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

1. 6月以降の受診について

当院は指定医療機関ではなくなるため、生活保護受給中の方は、**全額自己負担（自費診療）**であっても当院での受診・処方承れません。継続的な治療が必要な方は、5月中に転院の手続きをお願いいたします。

2. 転院先の確認方法について

最新の指定医療機関リストは自治体により管理されております。以下の方法でご確認いただけます。

- ・市役所のホームページ 「生活保護法指定医療機関一覧（医科）」のページより、お近くの病院をご確認ください。
- ・福祉事務所（ケースワーカー）へのご相談 インターネットでの確認が難しい場合や、紹介先にお困りの場合は、担当のケースワーカーへご相談ください。適切な医療機関の案内を受けることができます。

3. 紹介状（診療情報提供書）の発行

転院先への引き継ぎが必要な方は、5月中に医師または受付スタッフまでお申し出ください。

2026年4月10日 船橋ゆーかりクリニック 院長